

宝塚市北部地域まちづくり基本構想の進捗状況確認シート

1 訪れたい魅力 的なまちづくり	① 具体取組	② 事務事業名	③ 担当課	④ 計画内容の進捗 状況(R2年度末時点)	⑤ ④に関する説明	⑥ 課題や今後 の方向性	⑦ ⑥の具体的内容や理由
(1)地域の魅力発信	西谷観光組合の組織強化とHP充実支援	新名神高速道路利用等地域活性化推進事業	北部振興企画課	B 計画通り継続中	西谷観光組合が宝塚市国際観光協会に加入したことで、同協会ホームページを通じたアクセスの増が期待できることになった	イ 維持継続	引き続き、西谷観光組合や宝塚市国際観光協会と連携し、観光情報の発信などを進める。
	西谷観光マップ、パンフレット作成	新名神高速道路利用等地域活性化推進事業	北部振興企画課	A 計画通り完了、終了	地方創生加速化交付金を活用し、西谷観光マップを制作した。また、既存の観光パンフレット等の印刷も行い、宝塚北SAに配架することで、本市の魅力発信に寄与している。	イ 維持継続	引き続き、宝塚北SAを活用した情報発信に努め、また、発信力を高めるための方策を適宜検討する。
	北部地域PV作成（南部PV編集含む）	新名神高速道路利用等地域活性化推進事業	北部振興企画課	A 計画通り完了、終了	地方創生加速化交付金を活用し、北部地域および南部地域のPVを制作した。また、PVを宝塚北SAにて常時上映することで、本市の魅力発信に寄与している。	イ 維持継続	引き続きPVの上映を行い、本市の魅力発信を実施する。
	宝塚北サービスエリアにおける広報活動	新名神高速道路利用等地域活性化推進事業	北部振興企画課	B 計画通り継続中	マップ、PVによる広報活動のほか、SAを会場とするイベントの開催調整、道路区域の占用による地域物産展の開催支援などを実施し、本市の魅力発信を実施している。	イ 維持継続	SAや道路区域を活用した魅力発信を続けるほか、市民が主体となったSAでのイベント企画などを、運営事業者等関係者との調整を通じて支援する。
(2)「花の里・西谷」(美しい農村風景)づくり	「花の里・西谷」ブランドの管理運営	商工振興事業（特産品・加工品開発補助、設備投資及び販路拡大支援事業補助）	商工動労課	A 計画通り完了、終了 ※設備投資及び販路拡大支援事業についてはG 中止、廃止	特産品・加工品開発支援事業については、宝塚北サービスエリア開設に向けて制定したものであるが、宝塚北サービスエリアが開設され、その事業目標が達成されたため、平成30年3月31日付で廃止となった。また、設備投資及び販路拡大支援事業については、平成29年度に行った事業の見直しのため、平成30年3月31日付で廃止となった。	オ 中止、廃止	
	街角植栽、ごろく山里整備	「花の里・西谷」活動事業補助	北部振興企画課	A 計画通り完了、終了	平成28年度から30年度に、地方創生加速化(推進)交付金を活用し、「花の里・西谷活動補助金」を創設し、北部地域内での植栽活動に対して支援を行った。北部地域内の幹線道路沿いなどに植栽を行うことで、来客者に対する地域の魅力発信を行うことができた。	オ 中止、廃止	事業に一定の成果が見込めたことから、平成30年度を最後に補助金を終了した。
	共通ロゴ入り幟旗設置	新名神高速道路利用等地域活性化推進事業	北部振興企画課	A 計画通り完了、終了	「宝塚 花の里・西谷」の共通ロゴ入り幟を制作し、北部地域内のイベントや、物産展などに設置することで、北部地域のアピールにつなげることができた。	イ 維持継続	引き続き、イベントを通じて「宝塚 花の里・西谷」をアピールし、対外的な発信力と地域内の気運を高めていく。
	ダリアで彩る花のまちづくり事業	ダリアで彩る花のまちづくり事業	農政課	B 計画通り継続中	緑化団体への球根配布や、姉妹都市である松江市、フラワー都市交流加盟都市への生花の送付、ソリオ宝塚でのダリア花飾りの実施等、ダリアの花の魅力の発信に努めた。	ア 充実強化して実施	令和3年3月にダリアが、スマイレに次ぐ新たな宝塚市花に選定されたことから、より一層のダリアの対外的なPRや、ダリア産業に係る後継者確保等に繋がる取り組みの推進が必要である。

宝塚市北部地域まちづくり基本構想の進捗状況確認シート

1 訪れたい魅力 的 な まちづくり	① 具体取組	② 事務事業名	③ 担当課	④ 計画内容の進捗 状況(R2年度末時点)	⑤ ④に関する説明	⑥ 課題や今後 の方向性	⑦ ⑥の具体的内容や理由
(3)農作物の地産地 消推進	地産地消の推進	自然休養村運営事業（特産物育成流通、集落活性化、地産地消事業）	農政課	B 計画通り継続中	西谷収穫祭をはじめ、朝市の開催やダリア球根の生産促進等、特産物生産の拡大と北部地域の活性化に努めた。地産地消事業では、小中学校の給食への西谷産農産物の定期的な提供や、生産農家による学校でのゲストティーチャー授業の実施を通して、食育の推進に努めた。	イ 維持継続	特産物育成流通促進事業については、対象団体の黒字化が目立つため令和2年度をもって終了した。集落活性化事業は令和3年度から内容を精査し、実施方法を委託から補助に改めて継続する。地産地消事業は引き続き小中学校の給食提供を中心に引き続き食育の推進を行っていく。
	観光農業推進（観光農園、P R）	自然休養村運営事業（観光農業推進事業）	農政課	B 計画通り継続中	西谷地域の観光農業施設の連携強化に取り組み、市内外に対して魅力発信を行った。	カ その他	施設の連携強化など、自然休養村運営事業における観光農業推進事業については一定の効果が上がったものとして、令和2年度をもって事業を終了した。今後は各施設の魅力増進とPRの強化など、新たなやり方での観光農業の推進に努める。
	西谷夢市場の充実	農業振興施設管理事業	農政課	B 計画通り継続中	宝塚市産の農産物や加工品等の販売促進に取り組み、来客者に対して魅力発信を行った。	イ 維持継続	令和2年度はコロナ禍による巣籠需要の増加に伴い、来客数や販売額が増したが、今後もリピーターの確保や、更なる販売額の増加に繋がるような、魅力ある直売所づくりを進める。
	宝塚北サービスエリアへ食材 供給	農業振興施設管理事業	農政課	B 計画通り継続中	サービスエリア内の飲食店に対し、宝塚市産の米の供給を継続している。野菜販売のマルシェについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は未実施。	イ 維持継続	飲食店への米の供給を続けていほか、新型コロナウイルスの今後の感染状況の推移を鑑み、マルシェ等の集客イベントの実施について検討を行う。
	農家民宿、レストラン発掘	商工振興事業	商工勤労課	G 中止、廃止	空き店舗等出店促進補助金について、新事業に統合するため、令和3年3月31日付で廃止となった。	イ 維持継続	宝塚市内に新規出店する場合、出店にかかる経費及び家賃の一部を補助する「店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金」を創設予定。（北部地域に出店する場合、補助額上乘せあり。）
(4)里山保全と活用	里山保全活動の継続		公園河川課 北部振興企画課	B 計画通り継続中	・櫻守の会による保全活動を実施【公園河川課】 ・宝塚北部用地適正管理検討会において、県有環境林の適正管理や活用について検討を進めているほか、里山再生活動を行う地元団体に対し、県の補助金活用の支援などを行っている【北部振興企画課】	イ 維持継続	・今後も櫻守の会とともに活動を継続していく【公園河川課】 ・引き続き、県の担当部署と情報共有を進め、環境林の適正管理、活用について検討を行う【北部振興企画課】
	里山ビジネス（薪）の推進 （販路拡大）						
(5)集客施設の充実 と連携強化	宝塚自然の家の再オープンに 向けての検討	宝塚自然の家活用推進事業	社会教育課	B 計画通り継続中	冬季期間を除く日祝日について、施設の一部を開放し、事業プログラムの開催や校外学習利用の受け入れを行った。	イ 維持継続	指定管理者制度の導入に向けて令和3年度に候補者を選定し、令和4年度から再開予定。
	宝塚ダリア園、牡丹園の魅力 up	観光農業施設等駐車場整備補助事業	農政課	A 計画通り完了、終了	平成28年度に宝塚ダリア園（補助金額2,000,000円、補助対象経費4,984,460円）、長谷牡丹園（補助金額及び補助対象経費1,509,000円）の駐車場整備を支援し、事業完了済。	カ その他	左記のとおり、事業完了済
		長谷牡丹園（管理運営事業）魅力増進事業	農政課	B 計画通り継続中	老朽化した園内のリニューアル工事で駐車場の整備、先進地による栽培技術指導等の効果により来場者数は増加したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は閉園となった。	イ 維持継続	令和3年度をもって指定管理者が交代するため、これまでのノウハウを引継ぎつつ、更なる知名度の向上と魅力の増進に努める。
	サイクル、ハイクラス休憩スポット整備	北部振興企画事業（自転車休憩所整備補助）	北部振興企画課	A 計画通り完了、終了	平成28年度に地方創生加速化交付金を活用し、「自転車休憩所整備事業補助金」を創設し、北部地域内5か所へのサイクルスタンドなどの設置を支援した。	オ 中止、廃止	本補助金は、事業の目的を達成したことから、平成28年度限りで終了した。 一方、阪神北県民局において管内4市1町とともに構成する「北摂サイクル推進チーム」がサイクルマップを制作し、サイクル向けの情報発信を進めている。

宝塚市北部地域まちづくり基本構想の進捗状況確認シート

2 住み続けたい な るまちづくり	① 具体取組	② 事務事業名	③ 担当課	④ 計画内容の進捗 状況(R2年度末時点)	⑤ ④に関する説明	⑥ 課題や今後 の方向性	⑦ ⑥の具体的内容や理由
(1)人・農地プラン や認定農業者制度を 活かした支援	集落営農推進	農業振興事業	農政課	B 計画通り継続中	法人化や法人化後の運営に課題のある集落営農組織の役員等を対象に、法人化を進めるにあたっての課題や運営改善に係る課題などについて相談会等を開催している。	イ 維持継続	現在、宝塚市内に存在する集落営農組織は5団体となっており、他の地区で新たに組織する動きはないが、相談があれば、対応していく。
	人・農地プラン推進		農政課	B 計画通り継続中	現在人・農地プランは3集落で作成されている。他の集落については、協議を行ったが、作成には至っていない。	イ 維持継続	中山間地域等直接支払交付金の条件で、令和4年度末までに人・農地プランの作成が求められており、集落への説明を積極的に行っていく。
	ソーラーシェアリング啓発と農地保全		農政課 地域エネルギー課	B 計画通り継続中	・担い手の所得向上や荒廃農地の解消につながることから周知・啓発に引き続き努める。なお、下部農地については、毎年農作物の状況報告を提出してもらい、営農状況を確認している【農政課】 ・小規模事業用太陽光発電設備への固定資産税減免制度などにより、平成30年度までに8基設置された。しかし、FIT価格の低下により採算性の確保が厳しくなり、現在、新規設置は進んでいない【地域エネルギー課】	ア 充実強化して実施	・ソーラーシェアリングの相談があれば、今後も周知を行い、適切な営農環境の点検を行っていく【農政課】 ・市内外の事業者等の参入に向けた情報発信を行うとともに、電力自家消費による設置の可能性を探る【地域エネルギー課】
(2)空き家の有効活用	空き家把握と意向調査		北部振興企画課	B 計画通り継続中	令和元年度より「宝塚市空き家バンク制度」を立ち上げ、登録による空き家情報の公開などを実施している。 北部地域においては、令和3年度より地元住民による移住の受け皿づくりを地域のまちづくり計画の取組事項に位置づけ、空き家把握と情報発信、移住希望者と地域住民とのマッチングなどを実施するための検討が進んでおり、本市も支援を行っている。	イ 維持継続	地元住民による移住の受け皿づくりは令和5年度の窓口開設を目指しており、市としても補助金等による支援を継続する。
	遊休農地把握と意向調査	農業委員会事業	農業委員会	B 計画通り継続中	毎年、農地1筆ごとに荒廃状況を確認し、「再生利用が可能」な荒廃農地や「再生利用が困難」と見込まれる荒廃農地に区分し、遊休農地化している農地所有者へ今後の利用について利用状況調査を実施している。	イ 維持継続	利用状況調査により、意向を確認し、農業委員会が必要なあっせんや利用関係の調整を行っていく。
	上記情報の一元化、情報発信	北部振興企画事業	北部振興企画課	B 計画通り継続中	地域住民が主体となり、空き家情報の収集と移住希望者とのマッチングを行う窓口の設置を進めており、市としても支援を実施する。	イ 維持継続	地域住民が進める移住の受け皿づくりについては、令和5年度までの補助事業を市としても実施する。 遊休農地の把握については、担当課と密接な情報交換を進める。
(3)土地利用規制の 弾力化	特別指定区域制度、地区計画制度導入	北部地域まちづくり基本計画策定業務	都市計画課	A 計画通り完了、終了	平成30年度に事業完了	カ その他	【事業完了後、策定した計画の活用を継続中】 事業により策定した「たからづか北部地域土地利用計画」と併せて制定した「土地利用規制の弾力的運用を実現するための宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例」により、特別指定区域制度又は地区計画制度を導入できる整備が完了した。今後は、地域振興の議論を深めていき、住民主体でまちづくりを促進していく必要がある。

宝塚市北部地域まちづくり基本構想の進捗状況確認シート

3 安心して暮らせるまちづくり	① 具体取組	② 事務事業名	③ 担当課	④ 計画内容の進捗状況(R2年度末時点)	⑤ ④に関する説明	⑥ 課題や今後の方向性	⑦ ⑥の具体的内容や理由
(1)拠点機能の強化	自然休養村センターのあり方検討	北部地域防災拠点整備事業	北部振興企画課	A 計画通り完了、終了	令和元年度に旧自然休養村センターの耐震改修工事を実施。令和2年度5月に、東消防署西谷出張所・西谷サービスセンター・北部整備課・北部振興企画課を集約した「西谷庁舎」として開設した。	オ 中止、廃止	令和2年度に西谷庁舎が開設したことから、本事業は完了した。
	西谷観光の案内拠点の設置検討		観光企画課	A 計画通り完了、終了	宝塚管農支援センター内にある「JA兵庫六甲」を事務局とした西谷観光組合において、西谷地区を案内する「宝塚西谷観光マップ」を作成し、設置している。当該組合の存在により、西谷地区の魅力発信が拡大した。また、本市国際観光協会会員でもあり、連携して西谷観光ロードマップを作成している。	イ 維持継続	今後も引き続き、西谷観光組合と本市国際観光協会とも連携して西谷地区の観光案内を実施していく。
(2)道路交通インフラ整備	道路整備（道路改良、安全施設）促進	道路改良事業、道路維持事業、道路交通安全施設整備事業、通学路安全対策整備事業	道路管理課 北部整備課	B 計画通り継続中	関係者（道路管理者、交通管理者、学校関係者、地域の方々）による通学路合同点検を実施し、通学路対策を行っている。【道路管理課】 道路の拡幅、歩道の整備等の地域からの要望を踏まえ、幹線道路である市道1508号線、1509号線の改良を計画的に進めている。また、交通量が多い路線等の舗装修繕や樹木枝の伐採等の道路維持事業を随時行っている。【北部整備課】	イ 維持継続	今後も引き続き2年に1度の頻度で通学路合同点検を実施する予定。【道路管理課】 北部地域の道路改良、維持管理については、地域からの要望や緊急性、県道整備の状況を踏まえ、地元及び警察等関係機関と協議しながら進めて行く。【北部整備課】
	公共交通再編計画（基幹交通とフィーダー系）	バス交通対策事業	道路政策課	D 計画変更して実施中	R3.4からバス事業者にて効率化のための計画変更を行った。引き続き地域等で組織する西谷地域公共交通対策会議等とも連携し、持続可能な公共交通の実現に向けて取り組む。	イ 維持継続	R3.4からバス事業者にて効率化のための計画変更を行った。引き続き地域等で組織する西谷地域公共交通対策会議等とも連携し、持続可能な公共交通の実現に向けて取り組む。
	武田尾駅バリアフリー化促進		道路政策課	B 計画通り継続中	JR武田尾駅のバリアフリー化について事業主であるJR西日本とJR武田尾駅のバリアフリー化について実現方法がないか協議を行った。	イ 維持継続	JR武田尾駅のバリアフリー化について事業主であるJR西日本と引き続き、JR武田尾駅のバリアフリー化について実現方法がないか協議を継続する。

宝塚市北部地域まちづくり基本構想《概要版》

北部地域の課題

北部地域における生産年齢人口の減少に伴い、少子高齢化に伴う車がかかり、地域の活力が低下しつつあります。このことが、農作物生産者の減少にもつながり、本市が掲げる地産地消や農業振興の推進に対する懸念材料となっています。また、公共交通の減便、耕作離れや平日昼間の消防団員確保への懸念など、既に生活環境への影響も見え始めています。一方で、生活様式や農業環境の変容など時代の趨勢を受け入れつつも、地域が醸成してきたコミュニティや南部市街地と至近に残された自然環境を維持しながら、一定の人口を保つための地域振興が課題となっています。

本構想の位置付け

宝塚市北部地域まちづくり基本構想は、人口減少に伴う産業の衰退や日常生活におけるサービス水準の低下などの諸課題や新名神高速道路の供用開始を契機とした地域活性化に対応すべく、取り組むべき事項を見据えて、各施策間の相互理解と連携を図り、各事業の推進力とするための方針を構想するものです。

計画期間

第5次宝塚市総合計画後期基本計画に合わせて、**平成32年度(2020年度)まで**とします。

目標

参画と協働を基本として、**「宝塚 花の里・西谷」で演出された豊かな田園風景を活用し、交流人口を増加させ、定住人口の維持を図る**

まちづくりの基本方針

- 1 “農”と“自然”を活かして交流人口の増加を図る
- 2 既存集落内に住宅を確保し市街地からの移住を促す
- 3 既存施設の連携や機能強化により安心して暮らせる住環境の充実を図る

== 「宝塚 花の里・西谷」をめざして ==

まちづくりの戦略

一定の人口を保ちながら地域振興を図るためには、地域の特色である農と里山のある風景や地域の歴史や文化、そして地域に居住する人々の温かさ等の魅力を発信し、全国に向けて宝塚北部の西谷という地域を認知してもらい、**まず、西谷に来て、見て、触れる行動を誘引し、リピーターを増やす取り組みを進めます。**そのために、地域の魅力や想いが詰まった「宝塚 花の里・西谷」を共通の旗印に地域住民と行政が協働して行動します。

知名度や魅力の定着を図るとともに**定住希望者のための住宅を確保し、**

更に、インフラ整備等住環境整備と地域活動および行政活動の拠点機能を強化することで**日々の生活における安心感を向上させ、人口維持を図ります。**

1 訪れたい魅力あるまちづくり

(1) 地域の魅力発信

- 宝塚市国際観光協会と連携して、観光農園などの案内により、更なる誘客を図ります。
- 宝塚北サービスエリアにおいて、北部地域のPVや観光パンフレットなどを活用して常設広報活動を展開します。
- 市民との協働により地域活動等を発信します。

(2) 「花の里・西谷」づくり

- 西谷産の原材料を使用した地域ブランド「宝塚 花の里・西谷」の管理及び周知を支援します。
- 「宝塚 花の里・西谷」を更に定着させるための花で彩る里づくりを支援します。
- 共通の旗印を観光農園や集客施設に配置し、集客力の向上と賑わいを演出します。

(3) 農作物の地産地消推進

- 観光農園や市民農園、植え付けから収穫を体験できる農園の拡充を支援します。
- 農産物の生産量増加を図り、西谷夢市場や学校給食、宝塚北サービスエリアへ西谷野菜を供給します。
- 観光客のための農家民宿やレストランの発掘に努め、出店支援とPR支援を行います。

(4) 里山保全と活用

- 兵庫県が保有する環境林などの里山保全活動を継続します。
- 里山保全活動で発生した伐採木を活用して薪を生産販売する等で、活動にインセンティブを与え、環境への配慮を促します。
- 里山における自然体験活動を通して、自然環境の保全と活用を図ります。

(5) 集客施設の充実と連携強化

- 宝塚自然の家は、市民の協力を得て、自然の中で様々な体験学習ができる社会教育施設を目標に、活用や運営策を研究しながら、早期の再開をめざします。
- 宝塚ダリア園、牡丹園の駐車場整備を支援するとともに、ほ場での花の見せ方、イベントや飲食など魅力向上の工夫を行います。
- 近年、北部地域でのサイクリストが増加していることから、西谷ふれあい夢プラザなどへの休憩スポットや北摂地域でのマップづくりなど自転車利用の環境整備を行います。
- 集客施設間でイベント情報などを共有し、相互に連携できる体制を構築します。
- 武田尾温泉や桜の園など、四季折々の豊かな自然を感じることができる魅力スポットの更なる誘客を図ります。

2 住み続けたい魅力あるまちづくり

(1) 人・農地プランや認定農業者制度を活かした支援

- 集落営農を促進し、農業経営の規模拡大と効率化を目指します。
- 農業者による「人・農地プラン」策定を支援し、農業の担い手育成と農地の集約を応援します。
- 北部地域で先進的に始められているソーラーシェアリングの広がりにより、安定した営農につなげます。

(2) 空き家の有効活用

- 空き家や遊休農地に関する情報収集を行い、所有者に意向確認などを行います。
- 空き家と遊休農地に関して、ライフスタイルの提案と併せて情報提供する仕組みを検討します。

(3) 土地利用規制の弾力化

- 市街化調整区域を堅持し、地域環境の保全を図りながら、地域の活性化と人口維持に向けた土地利用計画を策定します。
- 地域との協働のもと、住宅の建築制限の緩和や地域資源を生かした地域活性化のための店舗を誘導するための手続き等について整備を図ります。

3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 拠点機能の強化

- 自然休養村センターについて、耐震性向上と共に消防を含む行政機能の強化を図ります。
- 西谷ふれあい夢プラザは、物販等のサービス向上、市民交流や文化活動などを合わせ地域の魅力向上を図ります。
- 観光振興を図るため、西谷観光の案内拠点の設置を検討します。

(2) 道路交通インフラ整備

- 県の社会基盤整備プログラムに基づく県道塩瀬宝塚線や県道川西三田線の整備促進を図るほか、市道1508号線、1509号線の拡幅整備を推進します。
- 路側のカラー舗装など学童の通学路等の安全対策をさらに進めます。
- 地域、交通事業者及び行政で構成する西谷地域公共交通対策会議を継続し、住民ニーズに即した効率的で持続可能な公共交通網を目標に調査研究を進めます。
- JR武田尾駅の交通結節点機能の強化を目標に、ハリアプリー化と快適な待合環境を整備するため調査研究を進めます。

宝塚市北部地域振興庁内検討会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 宝塚市北部地域において各部局が実施する施策間の調整を行い、今後の発展的効果的な施策運営につなげるために、宝塚市北部地域振興庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宝塚市北部地域まちづくり基本構想の検証に関すること。
- (2) 北部地域振興に関する各部局の施策における課題や情報の共有、及びそれらの調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、北部地域の振興に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 座長は、産業文化部北部地域振興担当次長をもって充てる。
- 3 座長は、検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 座長は、座長に事故があるとき、その職務を代行するため、委員の中から座長代理を指名することができる。

(会議)

第4条 会議は、座長が必要に応じて召集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから座長が指名する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、産業文化部産業振興室北部振興企画課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

	所属		委員
1	都市安全部	建設室	道路政策課長
2			北部整備課長
3	都市整備部	都市整備室	都市計画課長
4	環境部	環境室	地域エネルギー課長
5	産業文化部	産業振興室	商工勤労課長
6			農政課長
7			北部地域振興担当次長 (兼北部振興企画課長)
8		宝のまち創造室	観光企画課長
9	社会教育部	生涯学習室	社会教育課長